

令和2年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

令和2年12月8日

12月8日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
日程第8 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第11 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第12 報告第6号 軽微な農地改良の届出について
日程第13 報告第7号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志

農地班長 滑 川 典 文

主 事 大 崎 隼 矢

管理班長 石 毛 明 子

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 鈴木 清委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第13 報告第7号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから12ページで、整理番号は1番から21番です。

整理番号1番、5番、15番、16番、17番、21番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、すべて売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、3番、20番は、農地が譲受人の自宅近くであることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番は、親子間、9番は、夫婦間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号6番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人に売買により所有権移転するものです。

整理番号7番、13番は、譲渡人が相続財産処分のため、7番は売買により、13番は贈与により所有権移転をするものです。

整理番号8番は、新規に法人化し、農業経営に参入するため、10番、11番、12番は既存法人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、使用貸借権の設定をするものです。

整理番号14番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号18番、19番は、それぞれ耕作の利便を図り、農業経営の合理化を進めるため交換による所有権移転をするものです。

以上、21件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

12番高松委員 去る、11月27日、金曜日午後1時30分より市役所4階庁議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は21件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権

利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

伊東推進委員には、電話にて連絡いたしました。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

鈴木推進委員には、電話で連絡しておきました。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、5番 篠塚正則委員。

5 番篠塚委員 整理番号 4 番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 5 番について、8 番 片野壽夫委員。

8 番片野委員 整理番号 5 番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号 6 番、7 番の 2 件について、9 番 海老澤 武委員。

9 番海老澤委員 整理番号 6 番について、宮崎推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠方に居住しているため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 7 番について、麻生推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番の2件について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、高木推進委員とは電話にて説明してあります。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、法人の〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇の父の農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇などの水稻栽培を計画しており、経営面積は30ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、使用貸借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を報告いたします。

高木推進委員には、電話にて説明してあります。

この申請は、譲渡人は高齢で〇〇〇〇〇〇であるため、同居の親族で従前から管理をしている譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番、12番の3件について、13番 鵜澤幹司委員。

1 3番鵜澤委員 整理番号10番、11番および12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

齋藤推進委員には、電話にて連絡してございます。

なお、整理番号10番、11番および12番については、譲受人が同一であるため、一括して説明をいたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため法人の構成員の農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

申請地では、〇〇〇〇〇〇栽培を計画しております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、使用貸借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 13 番、14 番の 2 件について、14 番 菅谷樹雄委員。

1 4 番菅谷委員 整理番号 13 番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、いとこである譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 14 番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給のため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 15 番について、15 番 林 藤江委員。

1 5 番林委員 整理番号 15 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話にて説明し意見を聞いております。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向であり、譲受人は自作地に近く耕作利便なため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 16 番から 21 番の 6 件について、17 番 大堀 潔委員。

1 7 番大堀委員 整理番号 16 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものであります。

申請地は、譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思いま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 17 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近く耕作利便なため、売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 18 番、19 番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われ

たことから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 20 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整った

ものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ

たことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 21 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ

たことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは13ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番は、ページが15ページの議案第4号整理番号3番の関連案件となります。

転用目的は、専用住宅用地で変わりませんが権利の内容に変更があり、使用貸借権設定から所有権移転への変更をするものです。

整理番号2番は、山砂採取事業の期間延長に伴う山砂採取搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、2件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に行きまして、〇〇〇〇〇〇を右折して〇〇メートル位行った〇〇〇〇〇〇〇〇のちょうど境の道路ふちです。

本件は、譲受人は令和2年1月に、使用貸借権の設定による専用住宅用地への転用許可を受けておりますが、その後譲渡人との合意により権利内容を所有権の移転に変更するとしたものです。

なお、そのほかは、当初許可を受けた申請内容に変更はないため、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には電話にて連絡してあります。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎて、〇〇方面へ〇キロほど行った先左側になります。

本件は、譲受人は平成21年1月に、賃借権の設定による山砂の搬入出路用地への一時転用許可を受けておりますが、山砂採取の1年間の期間延長に伴い、搬入出路用地の一時転用期間を1年間延長するとしたものです。

なお、そのほかは、当初許可を受けた申請内容に変更はないため、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

す。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、14ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は大型農作業車や緊急車両の円滑な通行を目的とした私道の拡幅用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は貸駐車場用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため第3種農地です。

整理番号3番、転用目的は賃貸住宅用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇の〇〇がございます。その〇〇を右折して〇キロほど行った山の中になります。

本件は、申請人は市内在住ですが、現在申請人自宅への進入路の道路幅が約2.4メートルであり、不便であることと将来の自宅の建て替えを考え、道路幅4メートルへ拡幅する計画をしたものです。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

〇〇〇〇〇〇を〇〇に向かい〇〇のある〇〇〇〇の手前に〇〇〇〇と〇〇〇〇があります。その山側に〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇があり、その左側になります。

本件は、申請人は市内で農業を営んでおりますが、三方を住宅に囲まれた申請地に隣接地の住民などから駐車場として利用したいという要望を受け、貸駐車場とする計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行わず、砂利敷きとし雨水は自然浸透処理となります。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番については、私の案件であるので、議事進行の都合上事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東約〇キロに所在する〇〇〇〇〇〇〇より北に〇〇メートルの所になります。

本件は、申請人は市内で〇〇〇を営んでおりますが周辺の住環境が整い、居住の需要が見込め、また周囲を住宅に囲まれている申請地に賃貸用の専用住宅4棟を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行いません。

雨水、そして汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、道路側溝へ接続し放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、15ページから17ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、4番、5番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は1番は所有権移転、4番、5番は関連案件で地上権設定です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

整理番号2番、3番、6番、7番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は2番、6番、7番は所有権移転です。3番については、ページが13ページの議案第2号整理番号1番の関連案件で、権利の内容が使用貸借権設定から所有権移転へ変わるものです。

申請地の農地区分は、2番、7番は農業公共投資の入っていない小集団の農地で、第2種農地。3番、6番は、第1農地であります但不許可例外事由Iに該当します。

整理番号8番は、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、8件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇より〇〇に抜ける場所にあり、既に申請地ならびに太陽光発電が設置してある場所です。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、耕作がされていない申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行わず、雨水は自然浸透処理となります。

また、申請地および隣接する農地は平坦なため、土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確

実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番の2件については、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇方面に〇キロ位行きますと、左に曲がって〇〇メートル位行った道路の淵です。

本件は、譲受人は現在実家で暮らしておりますが、手狭となっているため実家から至近である申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行いません。

雨水は、敷地内にて自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、道路側溝へ接続し放流します。

また、申請地および隣接する農地は平坦なため土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わりました。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇から右折しまして〇〇メートル行った右側の道路の淵です。

本件は、譲受人は現在実家で暮らしておりますが手狭となっているため、実家から近距離である申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行いません。

雨水は、敷地内にて自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、汚水・雑排水用浸透枘により敷地内浸透処理となります。

また、隣接農地との境界には、L型擁壁を設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わりました。

議長 整理番号4番、5番の2件については、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号4番、5番については関連案件ですので、一括して五喜田推進委員と

現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、○○○○○の先の○○を左折して○○キロほど行くと○○○○があるんですが、その○○○○の前を右手に入っ○キロほど行った地点になります。

本件は、譲受人は○○○○○○○に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、耕作がされていない申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋め立ては行わず、雨水は自然浸透処理となります。

また、申請地および隣接する農地は平坦なため、土砂流出の恐れがないと考えられます。

なお、申請地は○○○○○○○○○より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、麻生推進委員には電話にて説明してあります。

場所は、○○○○いの○○○○○○○○○○を○○方面に向かって○キロほど行った所を左折し右側にございます。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておりますが手狭となっているため、実家の隣接地である申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、前面道路と高さを合わせるため、盛り土を行います。

雨水そして汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、排水同意を受けた水路へ放流します。

また、隣接農地との境界には、生垣を設け緩やかな法面とすることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題は無いものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番、8番の2件については11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号7番について、高木推進と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○と○○○○○○○○○との○○の所から○○方面へ○○メートル位

行った所の〇〇〇〇の右側にあります。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておりますが手狭となっているため、実家から近距離である申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、以前に軽微な農地改良により盛り土が行われており、現況のまま利用します。

雨水は、敷地内に雨水枡を設け浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、蒸散拡散装置により敷地内処理となります。

また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設け土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号8番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から北へ〇〇メートル位行った所を〇〇〇〇〇〇〇の方へ行く〇〇の手前〇〇メートル位の所を右側に入って、そこから〇〇メートル位行った所の左側になります。

本件は、譲受人は現在申請地の隣接地において、アパートを経営しておりますが入居者用駐車場の一部が離れた場所にあり不便であるため、アパートの隣接地である申請地に駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、現況が畑となっているため、埋め立ては行いません。

雨水は、自然浸透処理となりますがオーバーフロー分は、排水同意を受けた水路へ放流します。

また、隣接農地の境界には、コンクリートブロックを設け土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は黒部川左岸土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは18ページから72ページで、整理番号は1番から124番です。

所有権移転が5件、29,966㎡で、このうち田が27,489㎡、畑が2,477㎡です。

使用貸借権設定の再設定が3件、6,004㎡で、このうち田が1,942㎡、畑が4,062㎡です。

賃借権設定の新規が13件、74,369.88㎡で、このうち田が63,974.88㎡、畑が10,395㎡です。

再設定が75件、369,552㎡、このうち田が348,133㎡、畑が21,304㎡、農業用施設用地が115㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、使用貸借権設定の新規が1件、田で858㎡です。

賃借権設定の新規が27件、177,907.54㎡で、このうち田が173,611.54㎡、畑が4,266㎡、農業用施設用地が30㎡です。

以上124件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号12番、59番の2件について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号12番、59番の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号12番、59番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第5号の整理番号12番、59番の2件を除く122件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号12番、59番の2件を除く122件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の整理番号12番、59番の2件を除く122件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは73ページから86ページで、整理番号は1番から26番です。

使用貸借権設定の新規1件、田で858㎡です。

賃借権設定の新規25件、177,907.54㎡で、このうち田が173,611.54㎡、畑が4,266㎡、農業用施設用地が30㎡です。

以上、26件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号12番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号12番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号12番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第6号の整理番号12番を除く25件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号の整理番号12番を除く25件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号12番を除く25件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第3条規定による許可申請について、取下げの届出があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届けは1件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第5条規定による許可申請について、取下げの届出があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

なお、取下げ理由といたしましては、現計画における太陽光パネルの下の日照が営農型としては、不十分であることが判明したため、それを改善するためいったん本申請を取り下げることとなったものです。このことから、報告第1号の農地法第3条規定による許可申請についても、あわせて取下げとなったものです。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は6件です。

◎日程第10 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は30件です。

◎日程第11 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
届出は1件です。

◎日程第12 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
届出は2件です。

◎日程第13 報告第7号

事務局農地班長 報告第7号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和2年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人